

# 有明ブロック小中連携スタンダード〔令和3年11月1日施行〕

項目		目指す子どもの指標				
		小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学生	
生活習慣	早寝・早起き・朝ごはんの習慣を身につける。	21時までに就寝, 6時30分までに起床。朝ごはんを必ず食べる。	21時30分までに就寝, 6時30分までに起床。朝ごはんを必ず食べる。	22時までに就寝, 6時30分までに起床。朝ごはんを必ず食べる。	23時までに就寝, 6時:30分までに起床。朝食は必ずとる。	
	気持ちのよいあいさつをする。	自ら進んで元氣よく気持ちのよいあいさつを立ち止まってする。			気持ちの良いあいさつをする。(自分から, 相手の目を見て, 大きな声で, 笑顔で)	
	返事	呼ばれたら返事をする。				
	そろえることを意識する。	そろえる, 整理・整頓・清掃(11日と22日はそろえる日:互いに声のかけ合い)靴のかかと, トイレスリッパ, カバンだな			そろえる, 整理・整頓・清掃靴, カバンだな, 自転車他	
時間	時計を見て動く	授業終了後, 次時の準備をして2分前に着席する。			授業終了後, 次時の準備をして2分前に着席し, 1分前に黙想して授業開始を待つ。	
	約束の時間を守る。	登下校, 掃除など, 決められた時間を守る。 ・登校は午前7時30分以降, 8時ごろまでに。			時間を守る。(定刻に始める。)	
身だしなみ	身だしなみを整える	学校のきまりを守った服装・身だしなみをする			校則の規定を守る。	
学習(授業)	家庭学習を毎日する。(読書の時間も含む)	1・2年生 毎日の宿題に忘れずに取り組む。 漢字・プリント・音読 [1年]30分以上 [2年]40分以上	3・4年生 毎日の宿題に忘れずに取り組む。 漢字・宅習帳・音読 [3年]50分以上 [4年]60分以上	5・6年生 毎日の宿題や自主学習に取り組む。 漢字・宅習帳・音読 [5年]70分以上 [6年]80分以上	学習方法を工夫して家庭学習に取り組む。 [1年生]90分以上 [2年生]120分以上 [3年生]150分以上 KSちよう後に理解度に応じた学習	
	あいさつ	授業開始・終了時の挨拶の徹底(作業を止めて・相手の目を見て)				
	着席・姿勢	立腰, 無言移動			立腰, 2分前着席・1分前黙想	
	学び合い(伝え合い)	①「分からない。」と言えるようになる。 ②「分からない。」と言った友達には教える。			互いを認め「分からない。」と言える, また, 教え合う学び合いの場づくりに全員で取り組む。	
	聞くこと	課題解決に向けて皆で協力して取り組む。 ①最後まで相手の意見を聞く。 ②聞いたらしっかり反応(うなづくなど)する。				
	書くこと	鉛筆を正しく持ち, ノートに丁寧な文字を書く。	教師と同じスピードを意識して, ノートに正しく書く。	①大事だと思うことを自分でメモする。 ②自分の考えだけでなく友だちの考えも書く。	「課題」と「まとめ」が明確で, 大切なポイントが確認しやすいノートを工夫してつくる	
	伝えること	自分の思ったことや感じたことを相手に聞こえる声で伝える。	整理して分かりやすく自分の考えを伝える。	根拠や理由を明確にして自分の考えを伝える。	筋道を立てて, 論理的に自分の考えを伝える。	
	学習準備 次の日の準備を怠らない。	時間割を見て自分で準備し, 保護者に確認してもらう。	時間割を見てチェックしながら, 自分で準備する。	時間割を見てチェックしながら, 自分で準備する。	やりとり帳に記録し, 次の日の準備は前夜に済ませる。	
	家庭でのルール	帰宅時間を守る。	午後5時までに帰宅する。(家に帰りついていること)			部活動終了後, 速やかに下校する。時期ごとに下校時刻は規定する。
		TVやゲーム, ネットの利用時間をコントロールする。	家庭でルールを決める。時間を守ってやりすぎない。(平日1時間以内)メディア9時OFF.			スマホの視聴を含めて1日1時間以内の使用に努める。
携帯電話・スマホなどを適切に利用する。		携帯電話等は原則持たせない。持っている児童は, 学校へは持っていない。9時以降は使用しない。			午後9時以降は使用しない。1日1時間以内の使用に努める。(土・日・休日も1時間以内)	
お手伝いなど家庭での役割を果たす。		お手伝いを保護者と決めてする。	家族の一員としての手伝いを決めて毎日続ける。	家族の一員としての仕事を決め, 責任を持って続ける。	家族の一員としての役割と責任を果たす。	
自転車	適切に自転車利用する。	1~2年 公道で乗ってはいけない。保護者の監督のもと練習するのはよい。	3~6年 校区内をヘルメット着用で乗る。(3年生は交通教室を終えてから乗車可)自転車利用時には必ずヘルメットを着用し任意保険に加入する。	(鹿児島県条例により)自転車利用時には必ずヘルメットを着用し, 任意保険に加入する。		